

変更	旧
<p>第13次鳥獣保護管理事業計画書 <u>（変更）</u></p> <p>第一 計画の期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。</p> <p>第四 2 (3) ① 2) はこわなを使用した方法の許可申請の場合 イノシシ、ニホンジカの捕獲を目的としたはこわなの使用にあたっては、ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため、天井部にツキノワグマが脱出可能な脱出口（一辺30cm以上）を設けるものとする。 4) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合 はこわなに限るものとする。はこわなの形状については、人身事故防止の観点から<u>捕獲従事者等の安全が確保される形状のものに限る（ただし、捕獲個体を放獣する場合は、捕獲後に捕獲個体を傷つけるおそれのない形状に限る）。</u></p> <p>2-2 鳥獣の保護を目的とする場合 (削除)</p> <p>(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的</p>	<p>第13次鳥獣保護管理事業計画書</p> <p>第一 計画の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。</p> <p>第四 2 (3) ① 2) はこわなを使用した方法の許可申請の場合 イノシシ、ニホンジカ等の大型獣の捕獲を目的としたはこわなの使用にあたっては、ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため、天井部にツキノワグマが脱出可能な脱出口（一辺30cm以上）を設けるものとする。 4) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合 はこわなに限るものとする。はこわなの形状については、<u>やむを得ない理由を除き、人身事故防止および鳥獣の保護の観点からドラム缶製のはこわなを使用する。</u></p> <p>2-2 鳥獣の保護を目的とする場合 <u>(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護</u> <u>原則として次の基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。</u> ① 許可対象者 <u>国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護巡視員その他特に必要と認められる者。</u> ② 鳥獣の種類・数 <u>第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭または個）であること。</u> ③ 期間 <u>第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。</u> ④ 区域 <u>第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。</u> ⑤ 方法 <u>可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から、適切な方法を採用すること。</u></p> <p>(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的</p>

第四 2-3

(2) ③

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

防除方法および個体数管理については、関係部局、市町等の協力を得ながら、自然保護センター等で情報の解析を行い、福井県鳥獣害対策連絡会において関係部局が相互に連携し、情報を共有することにより一層効果的な施策を推進する。

なお、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、獣種ごとに福井県特定鳥獣管理計画検討委員会において、国、市町、関係団体等の意見を踏まえながら、適正管理を図る。

(第9表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ツキノワグマ	令和7年度 ～ 令和8年度	・第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。 ・「福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル」に基づき、市町等との連携により人身被害防止対策を実施する。	

(表10)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等の例	備考
		方法	区域	時期	日数	1許可当りの捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
市町長	ゴイサキ	捕獲機、散弾銃、空気銃	必要な区域	被害防止の目的を達成するために必要かつ適切な時期	必要な日数ただし最大2か月（ハシブトガラス、ハシボソガラスは最大3か月）を超えないものとする。	10羽	原則、狩猟免許を所持する者（ただし銃による捕獲を除く）、市町、法第9条第8項に規定する環境大臣が定める法人		水稻、糞汚染	

第四 2-3 (2)

⑤ 1)

ア 市町による捕獲隊の編成

ツキノワグマ等による人身被害の発生やイノシシ、ニホンジカ等の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な市町については、その市町ごとにあらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するものとする。また、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導する。

第四 2-3

(2) ③

2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

防除方法および個体数管理については、関係部局、市町等の協力を得ながら、自然保護センター等で情報の解析を行い、福井県鳥獣害対策連絡会において関係部局が相互に連携し、情報を共有することにより一層効果的な施策を推進する。

なお、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、福井県特定鳥獣保護管理計画検討委員会において、国、市町、関係団体等の意見を踏まえながら、適正管理を図る。

(第9表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ツキノワグマ	令和4年度 ～ 令和8年度	・第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。 ・「福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル」に基づき、市町等との連携により人身被害防止対策を実施する。	

(表10)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等の例	備考
		方法	区域	時期	日数	1許可当りの捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
市町長	ゴイサキ	捕獲機、散弾銃、空気銃	必要な区域	被害防止の目的を達成するために必要かつ適切な時期	必要な日数ただし最大2か月（ハシブトガラス、ハシボソガラスは最大3か月）を超えないものとする。	10羽	原則、狩猟免許を所持する者（ただし銃による捕獲を除く）、市町、法第9条第8項に規定する環境大臣が定める法人		水稻、糞汚染	

第四 2-3 (2)

⑤ 1)

ア 市町による捕獲隊の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な市町については、その市町ごとにあらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するものとする。また、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導する。

第六 4

(第14表)
第一種特定鳥獣保護計画

特定計画策定年度	特定計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成21年度(平成29年度第2期)(令和4年度第3期)	白山奥美濃地域個体群および近畿東部地域個体群と人との共生	ツキノワグマ	平成21～令和6年度	県内全域	令和6年度で廃止

第二種特定鳥獣管理計画

特定計画策定年度	特定計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和7年度	安定的な個体群の維持と恒常的な人との軋轢の軽減	ツキノワグマ	令和7～8年度	県内全域	

第七 2

(6) 第二種特定鳥獣ならびに指定管理鳥獣の生息状況調査
第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査および被害状況調査を行う。

第八 1

(2) 配置計画
(第21表)

区 分		専任	兼任	計	備 考
本 庁	エネルギー環境部自然環境 自然環境保全グループ		4	4	鳥獣保護管理に係る事務
	農林水産部中山間農業・畜 産課 鳥獣害対策室		1	1	鳥獣の管理、鳥獣被害の防止対策に係る 事務

5 (1)

④シカ、イノシシを目的とした捕獲を行う場合、天井にツキノワグマの脱出可能な脱出口を設けていないはこわなを使用すると、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがあり違法捕獲となる可能性があることから、脱出口を設置するよう周知徹底を図る。

第六 4

(第14表)
第一種特定鳥獣保護計画

特定計画策定年度	特定計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成21年度(平成29年度第2期)(令和4年度第3期)	白山奥美濃地域個体群および近畿東部地域個体群と人との共生	ツキノワグマ	平成21～令和8年度	県内全域	白山・奥美濃地域個体群広域保護管理指針(国)

第七 2

(6) 第一種特定鳥獣および第二種特定鳥獣ならびに指定管理鳥獣の生息状況調査
第一種特定鳥獣および第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査および被害状況調査を行う。

第八 1

(2) 配置計画
(第21表)

区 分		専任	兼任	計	備 考
本 庁	安全環境部自然環境課 自然環境保全グループ		4	4	鳥獣保護管理に係る事務
	農林水産部地域農業課 鳥獣害対策グループ		1	1	鳥獣の管理、鳥獣被害の防止対策に係る 事務

5 (1)

④天井にツキノワグマの脱出可能な脱出口を設けていないはこわなの使用については、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがあり違法捕獲となる可能性があることから、使用することがないよう周知徹底を図る。